

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

平成22年度消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の
運営に関する留意事項について

消防職員委員会（以下「委員会」という。）については、平成8年に制度を施行、平成17年に意見取りまとめ者制度の創設等の制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着が図られているところです。

消防庁においては、毎年度、消防職員委員会の運営状況調査を実施しているところですが、平成22年度における委員会運営状況の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりその概要をお知らせします。

また、今回の調査結果を踏まえて、委員会制度の運営をより一層円滑にするため、留意事項を下記のとおり通知いたしますので、遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

おって、委員会のより円滑な運営と定着を図るため、今年度も「消防職員委員会パンフレット」を全消防職員に配布することとしているので、委員会制度のさらなる定着に資するよう当該パンフレットの活用をお願いいたします。

記

1 委員会の開催に関する事項

- (1) 委員会の開催については、次年度の予算編成を勘案し、毎年度前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催すること。
- (2) 意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催すること。

2 提出する意見に関すること

(1) 意見の提出について

意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を提出しやすい環境づくりに努めること。例えば、以下に掲げる事項について提出することができるものであり、その旨職員に再周知すること。

① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

例

- ・賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
- ・昇任及び懲戒等の基準
- ・労働に関する安全、衛生及び災害補償
- ・職場環境、レクリエーション

② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

例

- ・制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽、靴等
- ・空気呼吸器、携帯無線機等

③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

例

- ・消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
- ・消防車両、消防用資機材等

(2) 提出意見を審議対象外とする場合の取扱いについて

提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意すること。

(3) 再度意見を提出することについて

一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。

3 職員への通知及び周知に関する事項

委員会の公正性・透明性をより向上させるという趣旨から、意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知すること。

周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えないこと。

4 意見取りまとめ者に関する事項

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するという趣旨から創設されたことにかんがみ、更なる活用を図られたいこと。

この趣旨から、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を經由して委員会へ提出されることが望ましいものであること。

また、意見取りまとめ者は、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見を述べることができるものとされているが、この意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見などであること。

5 消防長の処置等に関する事項

- (1) 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- (2) 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知するものであること。

消防庁消防・救急課 職員第二係 鈴木・小池 TEL : 03-5253-7522 FAX : 03-5253-7532 E-mail : shokuin@soumu.go.jp
--

平成22年度消防職員委員会運営状況調査の結果

平成23年3月31日現在 消防本部数	802本部
--------------------	-------

(※ 以下の集計は、平成23年3月31日時点の消防本部(802本部)による)

1 開催状況

	消防本部数	構成比
開催	796	99.3%
未開催	6	0.7%

2 開催時期

	消防本部数	構成比(開催本部数796に対する)
年度前半	689	86.6%
年度後半	107	13.4%

3 委員の構成

	職員数	構成比(全委員数7,491に対する)
管理職員の数	765	10.2%
非管理職員の数	6,726	89.8%

4 意見取りまとめ者の構成

	職員数	構成比(全意見取りまとめ者数3,346に対する)
管理職員の数	432	12.9%
非管理職員の数	2,914	87.1%

5 職員への通知及び周知

	消防本部数	構成比(開催本部数796に対する)
①、②及び③をすべて実施	700	87.9%

備考

- ①(委員会は)意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。
- ②(委員会は)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。
- ③(消防長は)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

6 意見取りまとめ者を經由

	意見数	構成比(審議数4,971に対する)
委員会で審議された意見のうち、意見取りまとめ者を經由して提出された意見	4,191	84.3%

7 審議状況と処置結果

(1) 委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・厚生福利	2,007	779	594	120	449	65
	40.4%	15.7%	11.9%	2.4%	9.0%	1.3%
被服・装備品	1,480	597	395	46	406	36
	29.8%	12.0%	7.9%	0.9%	8.2%	0.7%
機械器具・その他 の施設等	1,484	460	382	63	354	225
	29.9%	9.3%	7.7%	1.3%	7.1%	4.5%
計	4,971	1,836	1,371	229	1,209	326
	100%	36.9%	27.6%	4.6%	24.3%	6.6%

(2) 審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の 処置結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	872	534	267	151	12	1,836
	17.5%	10.7%	5.4%	3.0%	0.2%	36.9%
諸課題を検討	87	254	786	238	6	1,371
	1.8%	5.1%	15.8%	4.8%	0.1%	27.6%
実施は困難	1	2	34	188	4	229
	0.0%	0.0%	0.7%	3.8%	0.1%	4.6%
現行どおり	30	21	40	1,099	19	1,209
	0.6%	0.4%	0.8%	22.1%	0.4%	24.3%
その他	248	6	11	48	13	326
	5.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	6.6%
計	1,238	817	1,138	1,724	54	4,971
	24.9%	16.4%	22.9%	34.7%	1.1%	100%

8 平成21年度に審議された意見の実現状況(平成21年度末現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
5,149	1,363	26.5%

(2) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割合
2,067	1,011	48.9%

9 平成22年度中に実施した主な意見

- (1) 勤務条件等に関すること
 - ・ インフルエンザ予防接種への助成
 - ・ 夜間勤務体制の見直し
 - ・ トレーニング施設の充実
 - ・ 庁舎内の禁煙化
 - ・ 業務に必要な資格取得への助成
- (2) 被服及び装備品に関すること
 - ・ 眼球保護用ゴーグルの個人貸与
 - ・ 防寒衣の仕様変更
 - ・ 腕章・ワッペン等の導入
 - ・ 被服背面への消防本部名の記載
 - ・ 夏季用アポロキャップの導入
- (3) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること
 - ・ 老朽化した消防庁舎・訓練塔の改修
 - ・ 庁舎内へのAEDの設置
 - ・ 出動指令用スピーカーの増設
 - ・ 作業スペースへの照明器具の増設
 - ・ 水難救助用資機材の充実

10 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%

11 各年度の審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
8年度	8,765	3,560 40.6%	2,931 33.4%	684 7.8%	1,590 18.1%	
9年度	5,856	2,354 40.2%	1,839 31.4%	495 8.5%	1,168 19.9%	
10年度	5,447	2,196 40.3%	1,765 32.4%	329 6.0%	1,157 21.2%	
11年度	5,026	1,995 39.7%	1,472 29.3%	256 5.1%	1,114 22.2%	189 3.8%
12年度	5,031	2,014 40.0%	1,438 28.6%	269 5.3%	1,125 22.4%	185 3.7%
13年度	4,912	2,052 41.8%	1,384 28.2%	251 5.1%	1,047 21.3%	178 3.6%
14年度	4,867	2,043 42.0%	1,315 27.0%	248 5.1%	1,026 21.1%	235 4.8%
15年度	5,590	2,495 44.6%	1,412 25.3%	241 4.3%	1,177 21.1%	265 4.7%
16年度	4,919	1,978 40.2%	1,315 26.7%	229 4.7%	1,143 23.2%	254 5.2%
17年度	5,354	2,236 41.8%	1,347 25.2%	245 4.6%	1,244 23.2%	282 5.3%
18年度	5,036	2,171 43.1%	1,398 27.8%	171 3.4%	1,063 21.1%	233 4.6%
19年度	5,312	2,177 41.0%	1,505 28.3%	227 4.3%	1,151 21.7%	252 4.7%
20年度	5,008	1,888 37.7%	1,397 27.9%	217 4.3%	1,210 24.2%	296 5.9%
21年度	5,149	2,067 40.1%	1,374 26.7%	217 4.2%	1,238 24.0%	253 4.9%
22年度	4,971	1,836 36.9%	1,371 27.6%	229 4.6%	1,209 24.3%	326 6.6%
累 計	81,243	33,062 40.7%	23,263 28.6%	4,308 5.3%	17,662 21.7%	2,948 3.6%

* 審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定